

令和5年度 一般会計		歳出	第6款3項1目12節(1)	委託料
受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 こども青少年局障害児福祉保健課 担当者 嶋田 電話 671-4274	

設 計 書

- 1 委託名 障害児等への支援施策に係る課題調査・検討業務委託
- 2 履行場所 仕様書のとおり
- 3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和 5年 3月 31日 まで
又は期限 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 _____

- 6 現場説明 不要
 要 月 日 時 分、 場所 _____
- 7 委託概要 (1) 既存統計・調査情報の収集・分析
(2) ヒアリング調査の実施
(3) 課題の整理
(4) 課題解決に向けた方向性検討
(5) 定例会議等の実施
(6) 報告書の作成

8 部分払

- する
しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

- * 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額
- * 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委託代金額		
概算金額	¥	—
内訳 業務価格	¥	—
消費税及び地方消費税相当額	¥	—

(内訳)

名 称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
既存統計・調査情報の収集・分析	1	式			
ヒアリング調査の実施	1	式			
課題の整理	1	式			
課題解決に向けた方向性検討	1	式			
定例会議等の実施	1	式			
報告書の作成	1	式			
管理費	1	式			
事務費	1	式			
合計					
消費税及び 地方消費税相当額					
総計					

仕様書

1 件名

障害児等への支援施策に係る課題調査・検討業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 履行場所

横浜市内（ヒアリング調査対象エリアは主に港北区とする）

4 背景

本市では、地域療育センターを市内8か所整備し、障害のある児童及び保護者（以下、「障害児等」という。）への支援を行うほか、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス等の身近な地域で専門的な支援を受けることができるサービスが拡大し、本市における障害児等への支援体制は充実しつつあります。

また、障害に関する相談先として、区役所、地域療育センター、法人型地域活動ホーム、基幹相談支援センター、子育て支援拠点、障害児相談支援事業所等、多岐にわたり整備をしてきました。

近年、障害のある児童が増加している中でも、特に、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。利用児童の増加だけでなく、障害の重度化やニーズの多様化に対応することが求められていますが、障害児等のニーズを受け止め、必要なサービスを適切に利用できるよう、相談支援の役割が重要なものとなっています。しかし、各相談先の役割は個別の状況により異なることが多く、相談のツールや手法、内容・頻度等もまちまちです。

一方で、保護者からは、「障害児に関する専門的な相談先が少ない」「既存の相談先では相談しにくい」といった声があるほか、相談先を知らずまったく相談やサービスにつながっていない層もいます。障害児等にとって、相談先となりうる機関は数多くあるものの、各機関の担う役割等は異なっているため、障害児等が希望した際に、安心して相談ができ、必要なときに適切な支援を受けられるように支援施策を構築していく必要があります。

5 目的

「4 背景」を踏まえ、障害児等が地域社会で安心して生活を送るために、必要なときに必要な支援を受けられるよう、相談支援の充実を図るための課題整理を行います。また、障害児等を対象とするサービス提供体制整備の方向性を見極めながら、障害児等への支援を効果的に実施するための手法や方向性等の調査・検討を行うことを目的とします。

6 業務概要

(1) 既存統計・調査情報の収集・分析

多様化する地域内のニーズに対応していくため、過去に本市等が実施した統計・調査結果等も利用しながら、当事者の実態と意識、行政及び民間団体・民間事業者等における相談の実施状況等について、関連情報を広く収集し、分析を行います。

<既存統計・調査の例>

- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成30年実施）
- ・第4期横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査（令和2年実施）
- ・港北区地域自立支援協議会児童部会アンケート（令和3年実施）

(2)ヒアリング調査の実施（ヒアリング対象としての想定は港北区内の団体・関係機関等を想定）

港北区内を中心とした団体・関係機関等（5か所程度）に対して、障害児等への支援に関する、実態や意識等について、ヒアリング調査（グループヒアリング等を想定）を行います。ヒアリングにあたっては、特に、障害児等のニーズ及び相談支援の観点から、現状分析と実態・意識の把握を行うことを意識して調査を行う。意見調査の具体的な方法及び対象者については、委託者と受託者の協議により、定めるものとします。また、受託者が、説明資料の作成や議事録作成等を行うものとします。なお、当該委託には、ヒアリングへの謝礼（支払い手続き、謝礼金等）も含まれます。

(3) (1) 及び (2) を踏まえた課題の整理

(1) で実施した既存統計・調査情報の収集・分析結果、(2) で実施したヒアリング調査の結果に加えて、国等における制度改正やサービスのあり方検討等の動向も踏まえながら、法制度や支援体制、地域における社会資源等の持続可能性等の観点から想定される障害児等への支援に係る各種課題を整理します。

(4)課題解決に向けた方向性検討

(3) で整理した課題に対応する有効な支援のあり方、内容を検討する。意識調査や関係団体や関係機関のヒアリングから見た、課題、ニーズを整理し、関係機関の役割等を分析したうえで、本市が指定する関係機関等と協力しながら支援の方向性を検討します。支援の方向性の検討にあたっては、政策的及び事業的な視点について考慮することとします。

【政策的視点】政策・施策・事業の目的や効果の設定、及びその効果を評価するための指標や効果検証方法等に関する検討・提案

【事業的視点】個別的な視点として、障害児等への支援を実現していくために必要となる調査の手法・内容・項目、ケースデータの整理・蓄積方法、仮説の検証方法等に関する検討・提案。また、トータルの視点として、地域における障害児の支援体制を確保していくための手法等に関する検討・提案

(5)定例会議等の実施（月1回程度）

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で定例会議等を行い、必要に応じて関係機関の参加の調整を受託者が行う。なお、打合せの都度、議事録を受託者が作成することとします。

(6)報告書の作成

(1)～(4)について、報告書を製本版及び概要版として取りまとめます。

7 成果品

(1)報告書

(2)報告書（概要版）

(3)その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

8 その他

(1)本市の政策・事業等について十分に理解し、検討を進めるものとします。

(2)業務の全部を再委託することはできません。

(3)受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、横浜市と連絡調整を行うこととします。なお、業務の報告等を毎週行う等、定期的な連絡調整を行うものとします。

(4)各項目の成果報告期限については、委託者と協議の上、決定するものとします。

(5)成果品については、横浜市に帰属するものとします。

(6)本業務に関して、委託期間中に打合せ等で必要となる資機材等は受託者が準備してください。

(7)本市が保有するデータについては、市の統計情報ポータルで公開している。その他に本市が保有するデータについては、契約締結日以降に可能な範囲で委託者より提供します。